

院内感染防止対策のための取り組みについて

院内感染とは「病院内で体に侵入した細菌やウイルスなどの病原体でおきる感染症」と定義されています。また、職員等が業務中に血液が付いた針などを刺してしまい、新たな感染症に罹患することも院内感染に含まれます。

患者さまが病院内で新たな感染症に罹患することは、本来の治療以外の治療が必要となり患者さまは大変な不利益を受けます。

院内感染防止対策は病院に関わるすべての人を守る医療安全対策とも密接に関連し、安全で良質な医療を提供するために必要不可欠です。

院内感染防止のための体制

- 院内感染防止全般を協議する場として院内感染防止委員会を設置しています。
- 院内感染防止委員会の下部組織として医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、から構成される
院内感染防止対策チーム(ICT)を設置しています。
- 感染対策活動を広く速やかに伝達・展開するために、各部署からリンクスタッフを選任しています。
- 感染症発生時の状況報告体制を構築しています。
- 当院は感染対策向上加算1の算定医療機関として、新興感染等の発生に備え、地域の医療機関と連携し、感染防止対策に取り組みます。

院内感染防止活動

- 院内感染防止委員会を定期開催(月1回)しています。
- 院内感染防止対策チーム会議を定期開催(月1回)しています。
- リンクスタッフ活動を定期開催(月1回)しています。
- 院内感染対策マニュアルを備えています。
- 院内感染防止対策チームによる院内環境巡視(週1回)を行っています。
- 抗菌薬適正使用に関する活動(抗菌薬届出制、適正使用のための巡視)(週1回)を行っています。
- 感染対策情報等に関する広報紙(感染防止ニュース)を発行しています。